

# 水道料金・下水道使用料等に係る消費税率が変わります

消費税法及び地方消費税法の改正により、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。



消費税率引き上げに伴い、水道料金・下水道使用料は11月請求分から消費税10%が適用されます

令和元年10月1日以前から継続して使用中の水道料金は、経過措置により10月1日以降の初回検針分（白鷹町では10月上旬の検針分）に限り、消費税8%が適用になります。その後の検針分は10%が適用になります。

★は検針日

検針月	9月	10月	11月
消費税率 8%	★ ← 9月使用分	★ ↑ ここまで税率8%	
消費税率 10%		★ ← 10月使用分	★ ↑ ここから税率10%

10月から新規で水道等を使用する方の水道料金・下水道使用料は、消費税率10%を適用します。

## ◎例 水道口径20mm、1か月で20m<sup>3</sup>使用した時の水道料金

基本料金	従量料金（水20m <sup>3</sup> 分の料金）	消費税率	消費税相当額	合計
1,000円	3,000円	8%	320円	4,320円
		10%	400円	4,400円
差引			80円	

これ以外の料金パターンで計算したい場合は、白鷹町上水道料金及び水道加入金表をご覧ください。

## ◎例 1か月で20m<sup>3</sup>ご利用いただいた時の下水道使用料金

基本料金（10m <sup>3</sup> 相当分）	従量料金（160円×10m <sup>3</sup> ）	消費税率	消費税相当額	合計
1,600円	1,600円	8%	256円	3,456円
		10%	320円	3,520円
差引			64円	